

報告書

日本環境法律家連盟 御中

JELF 審査委員会は「認定特定非営利活動法人 気候ネットワーク（以下「気候ネットワーク」という）」について調査し、当該団体が高い公共性を持ち、「寄付、遺贈対象団体」の適格を持つと判断したので報告する。

2016年7月8日

JELF 適格審査委員会委員長
弁護士 籠橋 隆



【委員会の構成】

弁護士 籠橋 隆明

弁護士 池田直樹

弁護士 島 昭宏

弁護士 寺田伸子

弁護士 吉田理人

弁護士 小島寛司

【気候ネットワーク 調査担当弁護士】

弁護士 室谷悠子

弁護士 高谷滋樹

第1 調査の目的と審査の基準

1 調査の目的

環境保護団体は日本や世界の環境を保全し、未来世代に良好な環境を残していく上で重要な役割を担っている。環境保護団体は市民に支えられ経営が維持されているが、日本では寄付文化が必ずしも根付いているとは言えない。また、一般市民のみなさんも寄付という社会貢献があることに気付かないままでいることも少なくない。そこで、JELF では寄付に値する環境保護団体を推薦することで寄付を促進するプロジェクトを実施している。弁護士という専門家の立場から環境保護団体を審査し、安心して遺贈や寄付ができる団体であるか否かを判断するものである。なお、今回の審査は第一次的なものであり、今後、継続して審査を実施し、必要に応じて報告内容を充実させていく予定である。

2 推薦の基準

審査の基準は次の通りである。大きくはガバナンスに関わる評価と事業の社会的意義に対する評価とに分けて検討された。

組織が作った定款通り運営されているかは当然の前提となる。また、情報が組織の

内外に適切に公開されているかについても重要な審査基準である。

環境保護団体の場合、組織のあり方は当該団体がどのような分野でどのように保護活動を続けていくかが検討され、それにあった組織が形成されている。従って、一般的には社団、財団と分かれるものの具体的あり方は多様であると言ってよい。しかしながら、団体として社会に対して責任を持ち、持続的に社会貢献を果たしていくためには組織としての統治機構や財務体制が整備され、構成員の変動にかかわらず団体として活動が維持される必要がある。

たとえば、環境保護団体では個人の活動への依存が過度に進み、個人の健康や財産に団体の存続が依存するということがしばしば見受けられる。このような団体である場合には団体としての持続性に問題があるため改善を要することになる。全国的な組織の場合、本部と地域単位との関係が良好である必要がある上、この場合、ガバナンスと言っても会社などのように統制がとれた上下関係があるとは限らない。むしろ、本部は地域組織に奉仕する関係にあるとの場合があり、そのような組織固有の課題から判断して健全で持続的な関係が築けているかがガバナンスの重要課題となる。また、全国組織ともなると組織維持に費用がかかるため安定した財源を得る仕組みが必要となる。

事業の社会的意義に対する評価については必ずしも客観的基準がある訳ではない。環境保護団体の場合、目指すべき理念に向かって最適な活動が行われるのであるが、会員数の数は組織の持っている社会的支持を表示するものとして重要となる。また、マスメディアに対する露出度についても社会的影響力を持つ点で重要である。しかし、一方で必ずしも多数に支持されなくとも学術的には重要な価値を持つ場合や社会としては放置されなければならない領域で成果を着実に上げている例もある。後者の場合は評価が難しいところであるが、JELFでは環境問題に取り組む法律家の視点から地球環境に資するか、持続社会形成に資するか、あるいは「個人の尊厳」すなわち「人の幸福」に資するものであるかといった視点からも評価した。

今回のプロジェクトは未来世代のために資産を活用してもらおうというものであるため、当該社会的成果がこれまで持続的に生み出され、将来にわたっても持続的に生み出されて行くであろうということが審査された。特定の成果が一時的に社会的に注目されたというのみでは問うプロジェクトの視点からすれば不十分である。社会的な注目はなくとも長期にわたって実施され、かつ、支持する人々の変動にもかかわらず事業として持続し、成果を安定して上げ続けていることが必要である。

この場合の成果とは当該団体の目標に照らして必要とされる成果である。一定水準を持つ機関誌が定期的に発行されているか、会員、関係者が現場において持続的な活動をしているか、研究者との連携が図られているか、セミナーなど社会教育の実践が持続的に行われているか、会員及び関係者からなど感謝の手紙があるかなどといった諸要素を総合的に考慮されて判断していく。当該団体が自己の組織の成果をはかる基準を持ち、かつその基準が検証されているか、基準と成果との関係について不斷に検討されているかといった組織のあり方も成果があるか、今後も生み出すかを検討する重要課題であることは言うまでもない。

[ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み]

- (1) ガバナンス・コンプライアンスチェックリストによるチェック
- (2) 監査および会計に関する聞き取り（ただし財務調査までは行わない）
- (3) 課題があれば指摘したうえで、総合評価

[社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点]

- (1) 団体の目的に沿った公益的なミッションが具体化されているか？
- (2) 具体的な事業計画があるか（年次および中長期）
- (3) 事業計画の実行を裏付ける予算、人的体制および自律性があるか？
- (4) 事業の評価やフィードバックの仕組みがあるか？
- (5) 情報の公開・発信と市民からの支持・参加の広がりがあるか？
- (6) これまでの実績と今後も実績を残していくか？

第2 審査の過程及び資料など

1 調査実施の状況

以上の視点から調査担当弁護士は、事前に事業実績報告書、事業計画書、財務諸表、活動にかかる各種報告書、機関誌、活動レポート、ウェブサイトなどを閲覧した上で、2016年4月28日、気候ネットワーク京都事務所（京都市中京区帶屋町574番地高倉ビル305号）にうかがい、理事長・浅岡美恵、理事兼事務局長・田浦健朗と面談し、聞き取り調査などを行った。

2 気候ネットワークの沿革

(1) 気候ネットワークの沿革

気候ネットワークの沿革は次の通りである。

1996年	前身の「気候フォーラム」として設立
1997年	「気候フォーラム」によるCOP3の成功を求める活動の展開
1998年	「気候フォーラム」が解散、「気候ネットワーク」が発足
1999年	NPO法人認証取得、自然エネルギー学校・京都の開講
2000年	書籍「よくわかる地球温暖化問題」の発行 6%削減市民提案に関する研究
2001年	「地域からの大きな可能性温暖化対策先進事例集」の発行 パンフレット「進行する日本温暖化」の発行
2002年	パンフレット「炭素税ってなんだろう」の発行 省エネ製品グリーンコンシューマーキャンペーンへの参加 省エネ製品グリーンコンシューマーキャンペーンの実施 「脱フロンキャンペーン」の実施
2003年	ディスカッションペーパー「京都議定書からの大きな削減を」発行 省エネ製品グリーンコンシューマーキャンペーンの実施 「脱フロンキャンペーン」の実施

- 2004年 省エネ法に基づく企業の各事業所の温室効果ガスの排出実態についてのデータ分析の結果発表
「地球温暖化対策推進大綱の第2ステップに向けたNGO提案」の発行
省エネラベルキャンペーン拡大の取り組み（大阪、高知、札幌）
- 2005年 書籍「地球温暖化防止市民戦略」の発行
冊子「地域の温暖化防止先進事例・提言集2005」の発行
「省エネ伝導師」プロジェクトの実施
- 2006年 「2020年家庭・業務30%削減プロジェクト」の実施
検証ペーパー「オール電化住宅は温暖化防止に寄与するか？」の発行
- 2007年 「京都議定書目標達成計画」の見直しに関する活動の実施
書籍「市民・地域が進める地球温暖化防止」の出版
法令集「気候変動に関する欧米の法制度（仮訳）」の発行
- 2008年 G8サミットに合わせたキャンペーンの展開
MAKE the RULE キャンペーンのスタート
書籍『よくわかる地球温暖化問題』の全面改訂・発行
環境教育プロジェクト「こどもエコライフチャレンジ」を京都市立小学校50校で実施
- 2009年 COP15にむけたキャンペーン活動実施
冊子「よくわかるコペンハーゲン」の作成
MAKE the RULE キャンペーンの拡大
こどもエコライフチャレンジ101校で実施
- 2010年 実効性ある地球温暖化対策基本法案の実現に向けた働きかけ
MAKE the RULE キャンペーンの展開・終了
日本の「京都議定書第2約束期間不参加問題」への対応
こどもエコライフチャレンジを京都市内公立小学校全校で実施
- 2011年 節電25%・温室効果ガス25%削減・再生可能エネルギー電力25%の同時達成は可能であることを示す報告「“3つの25”は達成可能だ」を発表
「eシフト（脱原発・新しいエネルギー政策を実現する会）」のメンバーとして提言・活動を展開
他団体と協働で「エネルギーシナリオ市民評価パネル」を設立し、調査・提言
「低炭素地域づくり戦略会議」を開始、全国5地域で実施
パンフレット『もうひとつの温暖化対策 Fガス フロン』発行
書籍『地域資源を活かす温暖化対策 自立する地域をめざして』出版
こどもエコライフチャレンジを京都市内公立小学校全校で実施
- 2012年 京都府より「認定特定非営利活動法人」として認定される。
環境とエネルギーの論点を解説するインターネット放送局「気候ネットワークチャンネル」開局
eシフト、エネルギーシナリオ市民評価パネルの活動を継続・強化

「低炭素地域づくり戦略会議」を全国 8 地域で実施
書籍『原発も温暖化もない未来を創る』出版
ハンドブック『地域資源を活かす低炭素地域づくりハンドブック 2013』
発行
こどもエコライフチャレンジを京都市内公立小学校全校で実施

(2) 設立趣旨

以下のような設立趣旨をもって設立された（以下原文）。

1997 年 12 月に京都市で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において、先進国全体で 2008 年から 2012 年までの第 1 期目標年に、1990 年比で少なくとも 5%（日本は 6%）の温室効果ガスの排出削減を行なうとして京都議定書が採択された。

しかし、条約の究極の目標及び世界の科学者による IPCC の警告に照らして、この目標数値は極めて小さな一歩であるとともに、排出権取引等の京都メカニズムなどについての協議を必要とするものであった。今後、京都議定書の抜け穴を塞ぎつつ、早期発効を求め、第 1 期目標の達成への取組みを進めていかなければならない。

さらに、将来世代に対する気候変動による悪影響を防止していく地球規模での取組みは、大量生産・大量消費・大量廃棄の 20 世紀文明から脱却し、持続可能な社会を構築していくプロセスでもあり、京都議定書の採択はその重要な一歩としていかなければならない。

このように、文明史的転換点とすべく期待されていた COP3 で意義ある議定書が採択されるよう市民の側から働きかけるために、日本の広範な市民・環境 NGO は連携して、1996 年 12 月 1 日に気候フォーラムを発足させた。最終的には環境団体だけでなく、女性団体、生協、農業団体、青年会議所など 224 の幅広い活動に取組む団体が参加し、多彩な観点から気候変動問題への市民の関心を高め、さらに世界の市民・環境 NGO の参加を支えて、議定書の採択に大きく寄与した。

しかしながら、この過程において、私たちの活動は、日本の温暖化防止政策を大量生産大量消費から持続可能な社会づくりへと転換させ、政府に COP3 の成功へのリーダーシップを發揮させるには至らなかった。また、京都議定書の採択を受けて行なわれた国内法整備は COP3 以前の政府の対応を踏襲するに止まっている。

今後、気候変動問題に関する政策決定過程への実質的な市民参加を高めていくことは、日本の民主主義の進展のためにも焦眉の急といえよう。また、京都議定書の発効に向けての国際交渉では、抜け穴の拡大が懸念されている。

気候フォーラムは1998年4月19日、その予定された使命を終えて解散したが、同日、気候フォーラムの後継団体として気候ネットワークが発足し、政府の政策の監視・提言並びに全国各地で市民の継続的気候変動問題への取組みを支援するための活動を開始した。

温暖化の悪影響を防止していくためには、100年先の地球環境をも見据えて、広範な市民・事業所の自主的取組みの積み重ねや、これらの取組みを効果的に推進する国や自治体の制度整備を図っていくことが不可欠であり、ここに気候ネットワークが果たすべき役割は極めて大きいものがある。

気候ネットワークではこれまで、条約及び議定書交渉の過程や気候変動に関する重要な情報をわかりやすく市民に伝えるとともに、国の温暖化防止政策への提言を行ない、地域での戦略的取組みを支援するための調査研究を行なってきた。今年4月に地球温暖化対策推進法が施行され、全国および都道府県の地球温暖化防止活動推進センターが設立されるなど、市民活動をとりまく環境も整備されつつある。

ここに、特定非営利活動促進法が制定施行されたのに伴い、特定非営利活動法人として法人格を取得することにより、温暖化防止にむけての市民・NGOのネットワークをさらに拡大し、市民の役割を高めるために、特定非営利活動法人気候ネットワークを設立する。

1999年5月17日

(3) 気候ネットワークと環境保護事業について

気候ネットワークは、市民の立場から二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減、安全で持続可能なエネルギー制度の創設に取り組むとともに、気候変動枠組み条約及び国内対策において実効性のある排出削減がなされるようにはたらきかけることを通じて、気候変動・地球温暖化防止をはかることを目的としており、気候環境保護事業に積極的に取り組んでいる。

3 主な活動内容

(1) 國際的なしきみをつくる

危険な気候変動を防ぐには、工業化前からの地球平均気温上昇を2°C未満にすることが求められるが、現在の各国の対策では不十分なことから、各国の対策や国際協力を強化するため効果的な国際枠組みづくりに取り組んでいる。

具体的な活動は下記の通り。

記

① 国連交渉会議（COP等）への参加

1997年の地球温暖化防止京都会議（COP3）以降、国連交渉会議（COPなど）に継続的に参加し、交渉を観察している。

② 国際制度に関するキャンペーン

温暖化交渉において、NGOの立場からの提言に取り組み、国際交渉を前進させるためのキャンペーンも展開している。

③ CAN（気候行動ネットワーク）

CANは、気候変動に取り組む、110カ国以上・950のNGOからなるネットワークであり、気候ネットワークはCANと連携し、戦略的に各国政府に働きかけている。

（2）日本の温暖化対策を進める

日本国内でCO₂やフロンなど温室効果ガスの排出を大幅に削減することが必要なため、国の政策動向を分析し、省エネルギー、再生可能エネルギーを進めるための政策・制度を提案している。

具体的な活動は下記の通り。

記

① 気候変動・エネルギーの政策提言

大胆な省エネルギー・再生可能エネルギーの導入によって、温室効果ガスの大削減が可能であることが複数のシナリオから明らかになっており、気候ネットワークも、中長期的な政策シナリオを提示している。

② 日本政府の政策評価

地球温暖化対策を推進するための法律や、エネルギー・温暖化関連の計画の動向を追い、その実効性や課題について分析している。

③ 情報公開とデータ分析

政府に対し、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量に関するデータの情報開示請求を行い、データの分析を行なっている。

④ 個別政策・措置

省エネルギー、再生可能エネルギー、燃料転換のための具体的な政策提案を行っている。

⑤ 政党・議員の政策評価（選挙関連）

国政選挙における各政党のマニフェストの気候変動・温暖化問題に関して評価分析し、選挙前に有権者に示しており、国会議員や選挙の候補者の政策も評価も行なっている。

⑥ 企業活動のモニタリング

企業活動による温室効果ガスの排出についてモニタリングし、評価、提言を行っている。

⑦ 他国の政策事例

気候変動政策や省エネ、再エネ政策に関する他国の政策について紹介している。

（3）低炭素地域づくり・人づくりを広げる

「地域が変われば、国が変わる。国が変われば、世界が変わる——」との考え方から、政策提言と合わせて地域でのモデル的な取り組みづくりや、活動の担い手・ネットワークづくりを進めることを重視しており、豊かな地域資源を活用して「地域を元気にする温暖化対策」を広げる取組みを行っている。

具体的な活動は下記の通り。

記

① 低炭素地域づくり

地域の環境保全と同時に地域の課題解決や活性化につながる「低炭素地域」づくりに取り組んでいる。地域の地理・気候・風土やまちの規模、産業構造、人材など、地域の資源を活かした地域をつくり、ひろげていくことで、日本における持続可能な低炭素社会づくりにもつながるものである。

② 人材育成・ネットワークづくり

持続可能な社会の実現に向けた取り組みには、これを推進していく担い手や組織づくりが不可欠であり、必要な知識を学んだり、仲間づくりにつながる場づくりに取り組んでいる。

③ 地域から国の政策を変える活動

地域の実験的な試みが成果をだすこと、他の地域にもひろがり、国全体の政策や制度に反映されることがあり、地域に根ざした経験や情報が、適切な国全体の政策・制度につながるものである。

④ 自治体環境政策のコンサルティング・講師派遣

自治体の温暖化・エネルギー関連の計画・ビジョン等の策定支援や環境パートナーシップ組織、地球温暖化対策地域協議会のコーディネート、審議会や委員会への委員の派遣などを行っており、随時の相談を受付けている。

⑤ こども向け温暖化防止教育

地球温暖化防止のためには、将来担い手となる人材の養成を進めることも重要であり、主体的に参加できる場をつくることで、知識だけでなく、実践・行動につなげるものである。

4 組織の概要

気候ネットワークは、認定特定非営利活動法人（認定NPO）である。

正会員によって構成される総会によって組織運営の重要事項の決定がなされ、理事は、理事会を構成し、同会の定款の定め及び理事会の議決に基づき業務を執行する。役員のうち、理事長のみが組織を代表する。気候ネットワークでは、定款上「理事会」が設置され、総会に付議すべき事項などが決定されている。このほか、組織運営の妥当性を審査する「監事」が設けられている。理事長下に事務局が組織され、事務局長が統括している。

組織の財源は、主に会費と寄付・募金、助成金である。

全国各地に会員が存在し、会員数（個人及び法人正会員）は、529名（2016年6月22日現在）である。

京都市（京都市中京区帯屋町574番地高倉ビル305号）及び東京都（東京都千代田区一番町9-7 一番町村上ビル6F）に事務所を設置している。

第3 法務・ガバナンス関係についての審査の結果

1 活動目的

(1) 定款 3 条に目的が記載されている。

「この法人は、市民の立場から二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減、安全で持続可能なエネルギー制度の創設に取り組むとともに、気候変動枠組み条約及び国内対策において実効性のある排出削減がなされるようにはたらきかけることを通じて、気候変動・地球温暖化防止をはかることを目的とする。」

当該目的は特定非営利活動促進法 2 条 1 項別表「七 環境の保全を図る活動」に該当する。同会の目的は、昨今世界規模で問題となっている気候問題への予防・救済であり、高い公共性・公益性を有するものであると評価できる。

(2) 5つのミッションの設定

気候ネットワークは、人類の生存を脅かす気候変動を防ぎ、持続可能な地球社会を実現することをめざしており、そのために、次の 5 つのミッションを設定し、活動を続けている。

- ① 世界の温室効果ガスを大幅に減らす国際的なしきみをつくる
- ② 日本での持続可能な低炭素社会・経済に向けたしきみをつくる
- ③ 化石燃料や原子力に依存しないエネルギー・システムに見える
- ④ 市民のネットワークと協働による低炭素地域づくりを進める
- ⑤ 情報公開と市民参加による気候政策決定プロセスをつくる

2 組織と機関運営

(1) 認定NPO法人という法形式

気候ネットワークにおいては、こうした目的を実現するために、「認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）」という法形式を選択している。「認定特定非営利活動法人」は、特定非営利活動促進法 44 条に基づき、特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資すると所轄庁により認定された団体のみ認定を受けることができる。気候ネットワークが、気候問題をテーマに、賛同する会員が広がっていく点で、「特定非営利活動法人」という法形式は妥当であると言える。

(2) 理事

理事は、正会員の総会の決議によって選任される（同 12 条 1 項）。

理事は 10 名以上 20 名以内とされている（同 11 条 1 項（1））が、調査時点においては、16 名である（理事長及び副理事長を含む）。

理事の任期は、選任後 2 年としている（同 14 条）。

(3) 理事会

理事会は、全ての理事から構成され、定款で定めるもののほか、（1）総会に付議すべき事項、（2）総会の議決した事項の執行に関する事項、（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する（同 28 条）。

(4) 理事長

理事長のみが、法人を代表し、その業務を総理する（同 13 条 1 項、2 項）。

理事長及び副理事長は、理事の互選とする（12 条 2 項）。

調査時の組織としては、理事長（1名。浅岡 美恵 弁護士）、副理事長（1名。須田 春海 市民運動全国センター代表世話人）、その他理事14名が選定されており、法令の規程及び定款の規定が遵守されていた。

（5）事務局

事務局には、事務局長その他の職員を置くこととされており（同45条1項2項）、事務局の職員の任免は、理事長が行うこととされている（同3項）。

正社員11名、パートスタッフ4名、ボランティア90名を中心に事務や活動を行なっている。

（6）監事

監事は、理事の業務が適正に執行されているか、法人の財産の状況を監査するものである（同13条4項）。監事は、理事会及び総会の招集を請求することができる。

現在、監事2名が就任している。

（7）役員報酬

理事及び監事の役員報酬の規定があるが、役員総数の3分の1以下の範囲内と限定されている（同17条）。

気候ネットワークの収入は、会費及び寄付金、補助金で賄われており、役員報酬が低額であることは妥当である。

（8）財産関係について

資産規定を設けており、収入の種類を整理している（同35条）。資産の管理方法は、総会の議決をもって定めるとされている（同36条）。

3 届出関係

気候ネットワークにおいては各種法令に基づく届出関係は問題無く行われていることが確認された。

4 情報管理

プライバシーポリシーとして、個人情報については、個人情報保護の仕組みを構築し、全従業員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進している。

5 情報開示

（1）気候ネットワークにとって情報開示は次の点で重要な意味を持っていると考えられる。

- ① 会員との連携の確保
- ② 会費、寄付に対する成果を明らかにする。
- ③ 認定特定非営利活動法人（認定NPO）としての透明性を確保し、会運営の適正さを担保し、社会からの信頼を獲得する。
- ④ 会費、寄付に対する成果を関係者に明らかにすると共に、その成果を社会的に還元し公益目的を実現する。
- ⑥ 会の活動を宣伝し社会的な認知を高める。

(2) 気候ネットワークにおける情報開示

情報開示に関する規程を置いている（同 50 条）。

定款、規則、社員・理事名簿、社員総会、理事会の議事録等については、事務所に備え置かれており（同 46 条）、閲覧ができる体制が整っていることが確認された。

非常にホームページが充実しており、会計書類の他、年次報告書、事業報告書等も開示され、活動の詳細が報告されている。このような充実した活動内容の報告は、気候ネットワークの事業が、会費や寄付金などでまかなわれているため、必要な支援事業に資金が投入されているのかなどを確認することができることは重要である。今後もより一層充実した活動内容の報告を期待する。

(3) インターネットの積極的活用

「使いやすい・広げやすい」ウェブサイトの作成

ほしい情報を探しやすくし、検索フォームをわかりやすい位置に配置し、条件検索の機能も充実させた。関連する記事を見つけやすくして、タグ機能によって、テーマごとに記事を一覧で表示紹介している。

ソーシャルに広げやすくするため、Twitter や Facebook といったソーシャル・ネットワーク・サービスとワンクリックで連携できるように工夫している。

6 第三者による評価と認証

気候ネットワークは、2012 年の京都府による「認定 NPO 法人」の認定に加え、2013 年 7 月に一般財団法人社会的認証開発推進機構の「社会的認証システム—第三者認証（ステップ 3）」を継続取得した。その上で気候ネットワークのステップ 3 の認証情報は公開されている。

第4 財務・会計・労務関係についての審査結果

1 財務・会計問題について

各種会計関係の閲覧及び聴取の結果、事業年度ごとに財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書（内訳表含む））及び附属明細書、並びに財産目録（以下「財務諸表等」という）について、監事による監査が行われていることが確認された。

以上から、財務・会計については問題なく行われていると判断した。

2 労務関係について

(1) 聽取の結果、職員との間では、雇用契約が締結され、雇用契約書ないし労働条件通知書が交付されていること、また就業規則が整備されていることが把握された。

常勤の職員については、社会保険・労働保険への加入手続きはされている。ボランティアの方には民間のボランティア保険への加入手続きがされている。

職員の労働時間は、タイムカードにより勤務実態を正確に反映した管理がなされていた。

職員には、正社員と、パート、ボランティアの区分があることが判明した。職員の労働時間については、18 時 30 分までと決められているが、それ以降に会議等

があることもあり、労働時間の調整、残業の扱いや裁量労働制の是非などが今後の課題である。

以上のとおり、気候ネットワークにおいては、一定の課題が残るもの、意欲ある職員にとって働きやすい労務環境が確保されていると評価した。

(2) 気候ネットワークは、仕事と子育ての両立のため、働きやすい職場づくりをめざしており、下記の計画を推進実行している。

記

仕事と子育ての両立のための行動計画

職員の仕事と子育ての両立を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定し導入した。

計画期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までの 4 年間

内容 目標 1：産前産後休業や育児休業の取得を促進する。

<対策>

平成 22 年 5 月 制度の内容等について、情報収集

平成 22 年 7 月 育児休業給付や育休中の保険料免除等制度の周知

平成 22 年 8 月 制度の導入

目標 2：小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

平成 24 年 4 月 制度の導入

平成 24 年 4 月 職員への短時間勤務制度の周知平成 22 年 8 月 制度の導入

目標 3：週 1 日程度の在宅勤務ができる制度を導入する。

<対策>

平成 24 年 3 月 在宅勤務の内容や対象について協議・検討

平成 24 年 4 月 制度の導入

平成 24 年 4 月 職員への在宅勤務制度の周知

第 6 活動実績と事業の持続性

1 受賞歴

① 大阪商工会議所「CB・CSO アワード 2011 奨励賞」を受賞（2011 年）

「気候ネットワーク」が企画・運営している温暖化防止教育事業「こどもエコライフチャレンジ」が、CB・CSO アワード 2011 奨励賞を受賞した。CB・CSO アワードとは、大阪商工会議所と大阪 NPO センターが社会的課題に取り組むコミュニティ・ビジネス（CB）の優れた事業活動に対して表彰するものである。

② 法政大学地域政策研究賞奨励賞を受賞（2011 年）

書籍『地域資源を活かす温暖化対策 自立する地域をめざして』（気候ネットワーク協力）が、法政大学地域政策研究賞奨励賞を受賞した。「地域政策研究賞」とは、過去1年間、地域政策に関する研究・提言をおこなった優れた図書や論文等を公募し、法政大学が選考の上、表彰するものである。

- ③ 京都市教育委員会から受賞（2010年）
- ④ 朝日新聞社「明日への環境賞」を受賞（2003年）
- ⑤ ノーモアミナマタ公害環境基金「ノーモアミナマタ環境賞」を受賞（1999年）
- ⑥ 環境庁長官から表彰（1998年）（前身の「気候フォーラム」の受賞歴）

2 活動の拡大と持続性

気候ネットワークは、全国のネットワークを活用して人材・情報を紡ぎ合わせる事にも取り組んでおり、確固たる組織的なネットワークではなく、テーマや時期によって異なりながらも、効果的につながりあうことができる形で活動を進めている。実行委員会を形成してキャンペーンやシンポジウムの開催を行うこともあり、地球温暖化問題は全ての主体が取り組む必要があり、パートナーシップ・協働も重視している。大きな方向性を同じくする組織・個人の方々との連携も進めている。連携により、気候ネットワークだけの活動よりも大きな効果につながることがある。大学や自治体、企業、環境活動拠点等との連携で調査・研究、プロジェクト等を実施していく。

同時に、今後若手を活動に引き入れて、現在の価値ある活動を持続していくことを目指している。また、現在の活動資金は個人中心の会費や寄付であるが、一定の金額の資金を永続的に確保していくため、法令順守のもと、収益活動を検討していくことも検討し、持続ある事業の実現を目指している。

以上